昭和拾年（月報番號第 四四 號）

No. 63

小作爭議調査表

（昭和十年五月分）

項目	内容
場所	鞍手郡若宮村大字金生 原田
關係人員	地主 十野徳夫 十四名 小作人 中川惣七 外六名
地主關係團体	なし
發生	昭和十年三月二日
終熄	昭和十年五月二十日
關係地種類面積	田 七町四段四畝一歩
小作人關係團体	全農福岡縣聯合会 西部鞍手二支部
原因	昭和九年度の旱害にて双方実地調査の上減額歩合を決定し居りたるが小作人は小作料高率なりとて納期日二月四日を経過するも納入せず、地主は再三之が請求をなすも応ぜず、且つ二月二日に至り九年度小作料を最高九割、最底六割減を要求したるに因る。
要求事項	小作人ヨリ昭和九年度小作料最高九割、最底六割減要求
經過	地主代表は小作人側代表と会見折衝を重ねたるも小作人は主張を固持し解決に至らず、三月二十四日地主側は協議を為し小作人の行動は所有権を侵害し農村平和を破壊するものなりと飽く迄之を抗争すべしと申合せ三月二十五日福岡地方裁判所飯塚支部に小作調停申請をなし、四月十一日、四月十八日各委員会開催、小作人側は全農鞍手西部地方組合の援助によりて主張を固持し続けり。 五月四日第三回目調停委員会開催、小作人は前記組合の支援を得て主張を曲げず、双方譲歩せずして何等得る所なく、漸次小作人側は感情激化し調停官は地主側の調停官なりとて委員会を決裂せしめんとし且つ気勢を発せしむる等に出で、又午后三時半頃小作人中川尚美は地主側休憩所に至り激論する等不穏の挙に出でんとしたるを以て所轄警察係員をして警告を発せしめ、調停官に於ては努力を続けし和解案を図りたる結果遂に左記の調停条項大要を決定し、其の他の納入期間等の細目に付ては五月二十日の調停委員会にて右の条件にて解決す。
結果	永久一割五分減額のこと 小作人は五月中に不納米三十俵を納入すること
備考	

財團法人 協調會福岡出張所